区連会 資料 3-1

令和 4 年12月19日

地区連合自治会町内会長 様 自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部旭区地区委員会委員長(旭区長)権藤 由紀子

日本赤十字社会費納入時にゆうちょ銀行を利用した自治会町内会への 振込手数料の一部支払いについて

平素より、日本赤十字社の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し 上げます。

さて、令和4年4月の区連会にてご案内いたしました通り、令和4年1月から、ゆうちょ銀行窓口での現金振込や硬貨取扱時には手数料が新設されました。それに伴い、今年度はゆうちょ銀行窓口を利用してご納入いただいた自治会町内会には応急の処置として、一律500円をお支払いすることといたしました。

つきましては、各地区連合自治会町内会長様を通じて、対象の自治会町内会様にお支払いをしたく、各地区連合町内会長様に、別紙一覧表に記載のある自治会町内会様へお渡しいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、今後、会費納入があった際は、該当する地区連合自治会町内会長様に個別にご相談させていただきます。

手数料負担については、上部組織に免除を要請しております。皆さまの御理解 と御協力を引き続きお願いいたします。

【事務局】

横浜市旭区社会福祉協議会

担当:松橋、樋野 TEL:392-1123 FAX:392-0222

預かり証

¥1,500

令和4年度 日赤会費納入時に ゆうちょ銀行を利用した自治会町内会への 振込手数料の一部負担金として預かりました

【内訳】

自治会名	金額
○○町内会	500
△△町内会	500
□□自治会	500
合計	1,500

令和4年12月19日

日赤神奈川県支部旭区地区委員会委員長 権藤 由紀子 様

●●地区町内会連合会

会長